

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
告 示	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	(生活振興課) 139
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出.....	(地域産業課) 140
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出.....	(地域産業課) 141
○肥料の登録の有効期間の更新.....	(道産食品安全室) 142
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課) 143
○道営土地改良事業計画の決定.....	(土地改良指導課) 143
○土地改良事業の施行の同意.....	(土地改良指導課) 143
○土地改良事業の計画変更の同意.....	(土地改良指導課) 143
○漁業災害補償法による区域及び区分の決定の一部改正.....	(水産経営課) 143
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課) 144
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 146
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課) 147
○知事権限に係る保安林の指定施設要件の変更の予定.....	(治山課) 147
○基本測量の実施の通知.....	(建設部総務課) 147
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始.....	(道路計画課) 147
○道路の区域の変更.....	(道路整備課) 148
○道路の供用の開始.....	(道路整備課) 148
○公有水面の埋立ての免許の出願.....	(河川課) 148
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可.....	(河川課) 149
○市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) 149
○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧.....	(都市計画課) 149
○過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の完了.....	(公園下水道課) 149
○過疎地域活性化特別措置法による市町村公共下水道の代行事業の一部完了(2件).....	(公園下水道課) 150
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正(物品管理課)	151
支庁告示	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	151

道立小児総合保健センター告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	152
道教育庁上川教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	152

告	示
北海道告示第930号	
特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。	
平成15年5月23日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
1(1) 申請のあった年月日	平成15年4月14日
(2) 特定非営利活動法人の名称	和
(3) 代表者の氏名	松田 修
(4) 主たる事務所の所在地	釧路市星が浦大通3丁目2番14号
(5) 定款に記載された目的	この法人は、障害者や高齢者などに対するグループホーム等の在宅介護事業ならびに家庭の環境で、個人としての尊厳を保ち、心豊かで、価値ある人生を送れるよう、きめ細やかなサービスの提供を心掛けた在宅介護の支援に関する事業を行うとともに、住民参加型の福祉およびその支援活動の普及・発展に努める活動をし、もって、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。
2(1) 申請のあった年月日	平成15年4月14日
(2) 特定非営利活動法人の名称	帯広フットボールクラブ
(3) 代表者の氏名	成田 喜幸
(4) 主たる事務所の所在地	帯広市公園東町3丁目11番1
(5) 定款に記載された目的	この法人は、帯広・十勝のスポーツ愛好家に対して、サッカーを中心とした各種スポーツの普及・強化・育成に関する事業を行い、サッカー及び各種スポーツを通して地域社会における青少年の健全な成長と、多世代に亘る健康増進・競技力向上に寄与することを目的とする。

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくしに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

- 3(1) 申請のあった年月日 平成15年4月16日
(2) 特定非営利活動法人の名称 ステップバイステップ
(3) 代表者の氏名 萩原富美子
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区北16条東7丁目2番18号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、地域や関係団体との連携により、高齢者や障害者に楽しく生き生きと過ごす場を提供し、共同で暮らしたり、作業することにより自立と社会教育を促し、福祉の発展と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。
- 4(1) 申請のあった年月日 平成15年4月17日
(2) 特定非営利活動法人の名称 とかちシニアネット
(3) 代表者の氏名 高橋 克司
(4) 主たる事務所の所在地 帯広市西2条南9丁目7番地
(5) 定款に記載された目的 この法人は、シニアの長い人生経験と豊かな知識・技術の蓄積を社会の貴重な人材・人的資源としてとらえ、情報弱者とされる高齢者がパソコンやインターネット等の技術を互いに学び合い、その成果の活用を図ることにより、高齢者の生きがい作りや仲間づくりに寄与するとともに、高齢者自らがあらゆる世代の人々と手を携えながら、地域社会をより良いものに変え、自らもその中で得意分野において重要な役割を果たし、以って豊かで充実したシニアライフの実現を目指す。
- 5(1) 申請のあった年月日 平成15年4月18日
(2) 特定非営利活動法人の名称 ケアライフ情報
(3) 代表者の氏名 廣瀬 正之
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区大通西28丁目3番22号
(5) 定款に記載された目的 この法人は、高齢者用ケア付集合住宅などの福祉情報の提供と利用者の視点に立った福祉サービスの調査研究を行い、福祉の増進と情報化社会の発展に寄与することを目的とする。
- 6(1) 申請のあった年月日 平成15年4月28日
(2) 特定非営利活動法人の名称 北海道マンション管理問題支援ネット

- (3) 代表者の氏名 柳田 節
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南1条西8丁目9-1
(5) 定款に記載された目的 この法人は、マンションを住居とするために、購入を計画している個人に対して、マンションに係わる客観的且つ、公正な情報を提供することと、現在マンションを所有している個人及び管理組合に対しても、的確な情報提供を行うとともに、マンションの管理運営の総合的解決能力を保持するための支援をすることにより、良好な住環境を確保し、もってまちづくりの推進と、社会教育の推進を図る活動に寄与することを目的とする。
- 7(1) 申請のあった年月日 平成15年4月30日
(2) 特定非営利活動法人の名称 ひまわりの種の会
(3) 代表者の氏名 新保留美子
(4) 主たる事務所の所在地 札幌市手稲区富丘6条7丁目6番28号
(5) 定款に記載された目的 この法人は太陽エネルギーなど身近な再生可能なエネルギーの活用と、省エネルギーに関する普及啓発や実践などの活動、循環型社会の構築に向けた取り組みの活動を通じて、次世代に受け継ぐ豊かでバランスのとれた地域環境の構築と保全に寄与することを目的とする。

北海道告示第931号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月24日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら伊達店
伊達市松ヶ枝町31番1ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年1月13日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,320㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 58台

イ 駐輪場の収容台数 8台

ウ 荷さばき施設の面積 106㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 22㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分から午後8時15分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成15年5月12日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道胆振支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年5月23日（金）から9月24日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、伊達市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等については伊達市へ問い合わせること。

北海道告示第932号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年9月24日までに北海道留萌支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

中道リース株式会社 代表取締役社長 関 寛

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

中川石油商事株式会社 代表取締役社長 中川 虎雄

稚内市中央5丁目2番31号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

留萌ショッピングセンター

留萌市南町4丁目73-1ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）

小 売 業 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホームック株式会社	午前 9 時30分	午後 9 時
マックスバリュ北海道株式会社	午前10時	
株式会社ニューステップ		
有限会社留萌ボックス		
株式会社ツルハ		

中川石油商事株式会社	午前 7 時	
------------	--------	--

（変更後）

小 売 業 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
ホームック株式会社	午前 7 時30分	午後 9 時
マックスバリュ北海道株式会社	24時間営業	
株式会社ニューステップ	午前10時	午後 9 時
有限会社留萌ブックス		
株式会社ツルハ	24時間営業	
中川石油商事株式会社	午前 7 時	午後 9 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前 7 時分から午後 9 時30分まで

（変更後）24時間

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前 6 時から午後 9 時まで

（変更後）午前 6 時から午後10時まで

(4) 変更する年月日

平成15年 4月26日

(5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 の 氏 名
ホームック株式会社	札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番41号	代表取締役社長 前田 勝敏
マックスバリュ北海道株式会社	札幌市中央区北 8 条西21丁 目 1 番10号	代表取締役社長 村中 誠二
株式会社ニューステップ	東京都中央区新川 1 丁目22 番10号	代表取締役社長 高田 覚司
有限会社留萌ブックス	留萌市錦町 1 丁目101番地	代表取締役 高宮小夜子

株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目 1 番24号	代表取締役 鶴羽 樹
中川石油商事株式会社	稚内市中央 5 丁目 2 番31号	代表取締役 中川 虎雄

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

7,305㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

397台

(イ) 駐輪場の収容台数

50台

(ウ) 荷さばき施設の面積

481㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量

74㎡

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

2 届出年月日

平成15年 3月31日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道留萌支庁商工労働観光課

(2) 縦覧期間

平成15年 5月23日（金）から 9月24日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

北海道告示第933号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第 2 項の規定により、次の肥料の登録の有効
期間を更新した。

平成15年 5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	登録有効期限
					名称住所	
北海道 第2639号	炭酸カルシウム 肥料	50.0カーボンブラック入り防 散炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は 公定規格のとおり	浦河石灰工業株式会社 浦河郡浦河町西幌別276番地	平成21. 6. 3
北海道告示第934号						
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年5月13日、沼田町土地改良区の定款の変更を認可した。						
平成15年5月23日						
北海道知事 高 橋 はるみ						
北海道告示第935号						
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（三笠川西地区経営体育成基盤整備（暗きよ、区画整理、農地保全））事業の土地改良事業計画を定めた。						
その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成15年5月26日から20日間、一般の縦覧に供する。						
平成15年5月23日						
北海道知事 高 橋 はるみ						
北海道告示第936号						
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年5月14日、清里町が行う土地改良（美咲地区維持管理）事業の施行に同意した。						
平成15年5月23日						
北海道知事 高 橋 はるみ						
北海道告示第937号						
土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年5月14日、小清水町が行う土地改良（北水上地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の土地改良計画の変更に同意した。						
平成15年5月23日						
北海道知事 高 橋 はるみ						
北海道告示第938号						

昭和49年北海道告示第3906号（漁業災害補償法による区域及び区分の決定）の一部を次のように改正する。ただし、平成15年5月23日以前に締結された共済契約については、なお従前のとおりとする。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

2の事項浜益区域（浜益漁業協同組合の地区）の項、厚田区域（厚田漁業協同組合の地区）の項及び石狩区域（石狩漁業協同組合の地区）の項を削り、小樽区域（小樽市漁業協同組合の地区）の前に次の1項を加える。

- 浜益、厚田、石狩区域（浜益漁業協同組合、厚田漁業協同組合及び石狩漁業協同組合の地区）
- 1 小型漁船漁業（総トン数10トン未満の漁船を使用して営む漁業であって、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第6条第2号及び第3号に掲げる漁業以外の漁業をいう。以下同じ。）
 - 2 秋さけ定置漁業（漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第3項に規定する定置漁業であって、秋さけを主たる漁獲物とするものをいう。以下同じ。）
 - 3 小型定置漁業（定置漁業であって、春さけ定置漁業（漁業法第6条第3項に規定する定置漁業であって、春さけを主たる漁獲物とするものをいう。以下同じ。）、秋さけ定置漁業及び一般大型定置漁業（漁業法第6条第3項に規定する定置漁業であって、春さけ定置漁業及び秋さけ定置漁業以外のものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。）

2の事項苫小牧、厚真、鶴川区域（苫小牧漁業協同組合及び鶴川漁業協同組合の地区）の項中「ほっき貝けた網を主とする小型漁船漁業」を「ほっき貝けた網漁業」に改め、「総トン数10トン未満の漁船により」を削り、「主として営む」を「目的とする」に、「以下同じ。」であって」を「」であって」に改め、同事項門別区域（門別町漁業協同組合の地区）の項中「主とする小型漁船漁業」の次に「（総トン数10トン未満の漁船によりけた網を使用

してほっき貝をとることを主として営む漁業をいう。以下同じ。）」を加える。

北海道告示第939号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所 虻田郡虻田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所 虻田郡虻田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所 虻田郡洞爺村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び洞爺村役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所 虻田郡洞爺村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び洞爺村役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所 有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

在場所

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

(3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。) 7(1) 保安林予定森林の所 奥尻郡奥尻町字富里251の1 (次の図に示す部分に限る。) 在場所 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び奥尻町役場に備え置いて縦覧に供する。) 8(1) 保安林予定森林の所 常呂郡端野町字協和774の2、784の2、789の2、836の2、 在場所 836の3 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道水産林務部治山課及び端野町	役場に備え置いて縦覧に供する。) 9(1) 保安林予定森林の所 常呂郡常呂町字福山306の1・431の1・431の5 (以上3筆 在場所 について次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び常呂町役場に備え置いて縦覧に供する。) 10(1) 保安林予定森林の所 沙流郡平取町字長知内54の3地先 (国有林。次の図に示す部 在場所 分に限る。)、54の3、54の6、字幌毛志4の9 (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。) 11(1) 保安林予定森林の所 沙流郡門別町富川西12丁目25の1 (国有林。次の図に示す部 在場所 分に限る。)、24・36の1・1158の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。) (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 (3) 指 定 施 業 要 件
--	---

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び門別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

12(1) 保安林予定森林の所 河東郡鹿追町幌内13の103（次の図に示す部分に限る。）、
在場所 13の12

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

13(1) 保安林予定森林の所 十勝郡浦幌町字厚内122の8（次の図に示す部分に限る。）、
在場所 122の2

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

14(1) 保安林予定森林の所 厚岸郡厚岸町御供32地先（国有林。次の図に示す部分に限
在場所 る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び厚岸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第940号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 解除予定保安林の所 山越郡八雲町内浦町122、123の1、125の1、128の1
在場所(2) 保安林として指定さ 潮害の防備
れた目的

(3) 解 除 の 理 由 公共施設用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所 広尾郡広尾町字紋別903の1（次の図に示す部分に限る。）
在場所(2) 保安林として指定さ 風害の防備
れた目的

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び広尾町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第941号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
- 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
- 潮害の防備
- (3) 解 除 の 理 由
- 海岸保全施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
- 斜里郡小清水町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
- 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由
- 海岸保全施設用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び小清水町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第942号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
- 勇払郡穂別町字穂別523の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第943号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による通知があった。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 作業種類
- 基本測量（日本列島精密地網高精度三次元測量）
- (2) 作業期間
- 平成15年6月1日から平成16年1月23日まで
- (3) 作業地域
- 函館市、松前町、福島町、知内町、木古内町、上磯町、七飯町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、乙部町、熊石町、大成町、瀬棚町、北檜山町、今金町、島牧村、寿都町及び黒松内町

- 2(1) 作業種類
- 基本測量（精密測地網高度基準点測量）
- (2) 作業期間
- 平成15年6月10日から11月25日まで
- (3) 作業地域
- 北見市、網走市、稚内市、紋別市、士別市、名寄市、上川町、東川町、朝日町、新得町、苫前町、羽幌町、初山別村、天塩町、幌延町、豊富町、猿払村、浜頓別町、歌登町、礼文町、利尻富士町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、常呂町、遠軽町、丸瀬布町、上湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、上士幌町、足寄町、陸別町、美深町、中川町、弟子屈町、中標津町、標津町及び別海町

北海道告示第944号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 路 線 名
- 浜頓別町道浜頓別常磐線
- 2 工 事 区 間
- (1) 枝幸郡浜頓別町字戸出3961番1地先から

枝幸郡浜頓別町字戸出3965番1地先まで
(2) 枝幸郡浜頓別町字戸出3967番1地先から
枝幸郡浜頓別町字戸出3967番1地先まで

3 工 事 の 種 類 改築
4 工事開始の日 平成15年6月18日

北海道告示第945号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道				
2	路 線 名	上問寒問寒別停車場線				
3	道路の区域					
	区	間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重 複 区 間
	天塩郡幌延町字中間寒560番1 地先から天塩郡幌延町字中間 寒560番2地先まで		前	18.00mから 32.00mまで	334.00m	――
			後	19.00mから 44.00mまで	330.00m	――

北海道告示第946号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 本別インター 一線	中川郡本別町共栄39番1地先（一般国道242号 交点）から中川郡本別町共栄44番6地先まで	平成15. 6. 8

北海道告示第947号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 出 願 の 年 月 日 平成15年5月23日
- 2 出 願 者
- (1) 氏名又は名称 北海道
- (2) 住 所 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 代表者の氏名 北海道知事 高橋はるみ
- 3 埋 立 区 域
- (1) 位 置 紋別郡湧別町字登栄床425番地先の公有水面
- (2) 区 域 次の①の地点から⑥の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- 漁港原点副標 北緯44度10分55秒 東経143度44分46秒
- ①の地点 漁港原点副標から方向角18度12分26秒の方向231.25mの地点
- ②の地点 ①の地点から方向角356度47分36秒の方向12.37mの地点
- ③の地点 ②の地点から方向角86度51分41秒の方向100.01mの地点
- ④の地点 ③の地点から方向角176度50分53秒の方向0.80mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から方向角266度47分53秒の方向0.43mの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から方向角176度51分32秒の方向11.57mの地点
- (3) 面 積 1,232.23㎡
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位 置 紋別郡湧別町字登栄床425番地先の公有水面
- (2) 区 域 次のAの地点からDの地点までを順次結んだ線及びAの地点とDの地点を結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
- 漁港原点副標 北緯44度10分55秒 東経143度44分46秒
- Aの地点 漁港原点副標から方向角17度22分29秒の方向223.11mの地点
- Bの地点 Aの地点から方向角356度47分39秒の方向26.00mの地点
- Cの地点 Bの地点から方向角86度51分42秒の方向112.02mの地点
- Dの地点 Cの地点から方向角176度51分37秒の方向26.00mの地点
- (3) 面 積 2,912.24㎡
- 5 埋 立 地 の 用 途 物揚場施設用地及び養殖用作業用地

北海道告示第948号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|-----|-------------|---|
| 1 | しゅん功認可の年月日 | 平成15年5月23日 |
| 2 | しゅん功認可を受けた者 | |
| (1) | 氏名又は名称 | 湧別漁業協同組合 |
| (2) | 住 所 | 紋別郡湧別町曙町9番地の1 |
| (3) | 代表者の氏名 | 代表理事組合長 遠峰 進一 |
| 3 | 埋 立 区 域 | |
| (1) | 位 置 | 紋別郡湧別町字東1406番地先の公有水面 |
| (2) | 区 域 | 基点A 北緯44度11分34秒 東経143度40分21秒 |
| | 区域(イ) | 次の1の地点から4の地点までを順次結んだ線及び4の地点と1の地点を結んだ線によって囲まれた区域 |
| | 1の地点 | 基点Aから方位角206度18分16秒の方向2.30mの地点 |
| | 2の地点 | 1の地点から基点Aを結ぶ線に対して180度の方向7.31mの地点 |
| | 3の地点 | 2の地点から1の地点を結ぶ線に対して270度の方向34.71mの地点 |
| | 4の地点 | 3の地点から2の地点を結ぶ線に対して270度の方向7.31mの地点 |
| | 区域(ロ) | 次の5の地点から8の地点までを順次結んだ線及び8の地点と5の地点を結んだ線によって囲まれた区域 |
| | 5の地点 | 基点Aから方位角26度18分16秒の方向2.50mの地点 |
| | 6の地点 | 5の地点から基点Aを結ぶ線に対して90度の方向34.73mの地点 |
| | 7の地点 | 6の地点から5の地点を結ぶ線に対して270度の方向2.30mの地点 |
| | 8の地点 | 7の地点から6の地点を結ぶ線に対して270度の方向34.73mの地点 |
| (3) | 面 積 | 区域(イ) 253.73㎡
区域(ロ) 79.88㎡
合 計 333.61㎡ |
| 4 | 免許年月日及び番号 | 平成14年11月19日 河川第1374号指令 |

- 5 公有水面埋立法第22条第 湧別町
3項の市町村名

北海道告示第949号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

都 市 計 画 の 種 類	市町村名
帯広圏都市計画地区計画（稲田川西地区）	帯 広 市

北海道告示第950号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

都 市 計 画 の 種 類	市町村名
室蘭圏都市計画用途地域	登 別 市
帯広圏都市計画用途地域	帯 広 市
帯広圏都市計画地区計画（西陵北地区）	同
帯広圏都市計画用途地域	同
浜頓別都市計画公園	浜頓別町
浜頓別都市計画下水道	同
虻田都市計画用途地域	虻 田 町
白糠都市計画用途地域	白 糠 町

北海道告示第951号

過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定による公共下水道の工事を次のとおり完了した。

平成15年5月23日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|------|------------------|---|
| 1(1) | 公共下水道の名称 | 上ノ国町特定環境保全公共下水道 |
| (2) | 工事の内容及び工事の区域又は区間 | 幹線管渠 檜山郡上ノ国町字柱岡72番地1地先から江差町字砂川411番地1地先まで、上ノ国町字上ノ国248番 |

(3) 工事の完了の日	地10地先から字大留240番地2地先まで、江差町字砂川411番地1地先から6地先まで ポンプ施設 檜山郡上ノ国町字桂岡72番地1地先、字新村32番地地先、217番地2地先、字大留239番地16地先、字北村294番地1地先、41番地地先、字内郷62番地地先、江差町字楸川97番地1地先、80番地1地先、字砂川411番地1地先、上ノ国町字上ノ国248番地10地先、字大留59番地1地先 処 理 場 檜山郡江差町字砂川411 - 6 番地 平成15年3月27日
2(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	大成町特定環境保全公共下水道 ポンプ施設 久遠郡大成町字久遠94番地の3地先から298番地の12地先まで、字本陣480番地の3地先から45番地の2地先まで、119番地の2地内から116番地の3地内まで、字都43番地の1地先から43番地の1地内まで 処 理 場 久遠郡大成町字都4番地の3地内 平成15年3月19日
3(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	礼文町特定環境保全公共下水道 幹 線 管 渠 礼文郡礼文町大字香深村カフカイ333 - 1地先からトンナイ558 - 1地先まで 放 流 管 渠 礼文郡礼文町大字香深村カフカイ261 - 3 から1264まで 処 理 場 礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ1264 平成15年3月19日
4(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間	利尻富士町特定環境保全公共下水道 幹 線 管 渠 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野20番地1地先から字栄町52番地先まで、字富士野3番1地先から字本泊70番2地先まで 処 理 場 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野1番2地先、2番地先、3番4地先
(3) 工事の完了の日	平成15年3月24日
北海道告示第952号 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第14条の2第1項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。 平成15年5月23日	北海道知事 高 橋 はるみ
1(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	厚田村特定環境保全公共下水道 幹 線 管 渠 厚田郡厚田村大字厚田村129番地4地先から129番地4地先まで 処 理 場 厚田郡厚田村大字厚田村125番地2 ポンプ施設 厚田郡厚田村大字厚田村90番地5 平成15年3月31日
2(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	古平町公共下水道 幹 線 管 渠 古平郡古平町大字港町1番地11地先から大字入船町46番地2まで 平成14年12月24日
3(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	留寿都村特定環境保全公共下水道 幹 線 管 渠 虻田郡留寿都村字留寿都91番地地先から95番地6地先まで、91番地地先から98番地15地先まで、13番地6地先から字泉川35番地164地先まで 処 理 場 虻田郡留寿都村字留寿都91番地 平成15年2月21日
4(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	共和町特定環境保全公共下水道 幹 線 管 渠 岩内郡共和町小沢126番地の82地先から国富213番地の6地先まで、南幌似251番地の1地先から182番地の2地先まで、前田249番地の2地先から梨野舞納49番地の2地先まで、岩内町字大浜18番地の14地先から29番地の3地先まで、11番地の3地先から共和町梨野舞納10番地の27地先まで 平成15年3月31日

5(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	泊村特定環境保全公共下水道 幹線管渠 古宇郡泊村大字泊村481 - 1 から47 - 8 まで、大字茅沼116 - 1 から大字泊村481 - 1 まで ポンプ施設 古宇郡泊村大字茅沼116 - 1、大字茅沼村字白別204、大字泊村694 - 3、大字泊村66 - 8、字照岸175 処理場 古宇郡泊村字メノコ走山の上45 - 3 平成15年2月28日	昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。 平成15年5月23日
北海道告示第953号	過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第15条第1項の規定による公共下水道の工事の一部を次のとおり完了した。。 平成15年5月23日 北海道知事 高橋 はるみ	北海道知事 高橋 はるみ 2 売りさばき人の項戸井町漁業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。 えさん漁業協同組合 平成15. 4. 1 えさん漁業協同組合 2 売りさばき人の項日浦漁業協同組合の事項、尻岸内漁業協同組合の事項、古武井漁業協同組合の事項及び恵山漁業協同組合の事項を削る。 2 売りさばき人の項榎法華漁業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。 南かやべ漁業協同組合 平成15. 4. 1 南かやべ漁業協同組合 同 安浦支所 同 尾札部支所 同 大船支所 同 木直支所 同 川汲支所 2 売りさばき人の項安浦漁業協同組合の事項、臼尻漁業協同組合の事項、尾札部漁業協同組合の事項、大船漁業協同組合の事項及び木直漁業協同組合の事項を削る。 2 売りさばき人の項中伊達漁業協同組合の事項及び有珠漁業協同組合の事項を削り、鶴川漁業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。 いぶり噴火湾漁業協同組合 平成15. 4. 1 いぶり噴火湾漁業協同組合 同 豊浦支所 同 有珠支所 同 伊達支所
1(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	戸井町特定環境保全公共下水道 幹線管渠 亀田郡戸井町字小安町18番地から字釜谷町3番地2地先まで、字釜谷町82番地2地先から86番地5地先まで 平成15年3月20日	2 売りさばき人の項安浦漁業協同組合の事項、臼尻漁業協同組合の事項、尾札部漁業協同組合の事項、大船漁業協同組合の事項及び木直漁業協同組合の事項を削る。 2 売りさばき人の項中伊達漁業協同組合の事項及び有珠漁業協同組合の事項を削り、鶴川漁業協同組合の事項の次に次の1事項を加える。
2(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	丸瀬布町特定環境保全公共下水道 幹線管渠 紋別郡丸瀬布町東町77番地地先から42 - 1番地地先まで、金山221番地地先から220 - 1番地地先まで、水谷町12 - 1番地地先から東町92番地地先まで、東町245番地地先から245番地地先まで 平成15年2月21日	いぶり噴火湾漁業協同組合 平成15. 4. 1 いぶり噴火湾漁業協同組合 同 豊浦支所 同 有珠支所 同 伊達支所
3(1) 公共下水道の名称 (2) 工事の内容及び工事の区域又は区間 (3) 工事の完了の日	白滝村特定環境保全公共下水道 幹線管渠 紋別郡白滝村字白滝831 - 3番地地先から719 - 1番地地先まで、字白滝543番地地先から542番地地先まで、字白滝87 - 2番地から63 - 1番地地先まで 平成15年3月19日	支 庁 告 示 北海道網走支庁告示第11号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年5月23日 北海道網走支庁長 太田 敏夫 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 紋別郡上湧別町字北兵村参区509番のうち ほか11筆（第1工区） 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 紋別郡上湧別町字屯田市街地318番地 上湧別町長 松田 隆

3 開発許可年月日及び番号 平成14年 3月 7日 網建指第13 - 12号	物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
道立小児総合保健センター 告 示	(1) パーソナルコンピュータ（普通科用）一式 180台（42台×2校 32台×3校） (2) パーソナルコンピュータ（職業科用）一式 42台（42台×1校）
北海道立小児総合保健センター告示第11号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成15年 5月23日 北海道立小児総合保健センター所長 工 藤 亨 1 落札者に係る特定役務の名称及び数量 北海道立小児総合保健センター庁舎清掃業務（地下から5階まで） 同 看護師宿舎清掃業務（1階から4階まで） 同 敷地内清掃業務 2 落札を決定した日 平成15年 3月26日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社東洋実業 (2) 住 所 札幌市中央区北6条西22丁目2番7号 4 落札金額 32,218,200円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の告示 平成15年北海道立小児総合保健センター告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立小児総合保健センター総務部総務課 (2) 所在地 小樽市銭函1丁目10番1号	2 落札者及び随意契約の相手方を決定した日 平成15年5月6日 3 落札者及び随意契約の相手方の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 東芝ファイナンス株式会社 イ 住 所 東京都中央区銀座5丁目2番1号 (2)ア 氏 名 株式会社ソリューションセンター イ 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目1番19号 4 落札金額及び随意契約に係る契約金額 (1) 1,064,700円 (2) 293,475円 5 契約の相手方を決定した手続 (1) 一般競争入札 (2) 随意契約 6 一般競争入札の告示及び随意契約によった理由 (1) 一般競争入札の告示 平成15年北海道教育庁上川教育局告示第7号 (2) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第6号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 所在地 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 _____
道教育庁上川教育局告示	
北海道教育庁上川教育局告示第8号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約の相手方を決定した。 平成15年 5月23日 北海道教育庁上川教育局長 河 村 猛 将 1 落札及び随意契約に係る物品等の名称及び数量	